

沼津市手数料条例の一部改正について

沼津市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年2月7日提出

沼津市長 頼 重 秀 一

沼津市手数料条例の一部を改正する条例

沼津市手数料条例（平成12年条例第27号）の一部を次のように改正する。

別表第11項の表備考第3項を次のように改める。

- 3 別表第11項の建築確認申請又は計画通知の建築物の項に掲げる区分による額（別表第11項の表備考第1項第4号の場合を除く。）のほか、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第2条第1項第1号又は第2項の規定が適用される建築物（認定建築物エネルギー消費性能向上計画に記載された他の建築物を除く。）1棟ごとに、次の表に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の手数料の額を併せて納付するものとする。

区 分		手数料の額	
建築物を建築する場合（確認を受けた建築物の計画を変更して建築物を建築する場合を除く。）	一戸建ての住宅（人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下この表、次表、第11の2項、第11の3項、第11の3の2項及び第11の5項から第11の6の2項までにおいて同じ。）	13,000円	
	一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分（人の居住の用に供する部分（共用廊下、共用階段そ	申請又は通知に係る戸数（以下この表及び次表において「申請等戸数」という。）が1戸のもの	13,000円
		申請等戸数が2戸以上5戸以下のもの	24,000円
		申請等戸数が6戸以上10戸以下のもの	34,000円

	の他の市長が共用部分と認めるもの（以下この表、第11の3項、第11の3の2項及び第11の5項から第11の6の2項までにおいて「共用部分」という。）を除く。）をいう。以下この表、次表、第11の3項、第11の3の2項及び第11の5項から第11の6の2項までにおいて同じ。）	申請等戸数が11戸以上25戸以下のもの	46,000円
		申請等戸数が26戸以上50戸以下のもの	62,000円
		申請等戸数が51戸以上 100戸以下のもの	82,000円
		申請等戸数が 101戸以上 200戸以下のもの	104,000円
		申請等戸数が 201戸以上 300戸以下のもの	139,000円
		申請等戸数が 301戸以上のもの	170,000円
確認を受けた建築物の計画を変更して建築物を建築する場合	一戸建ての住宅		6,000円
	一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分	申請等戸数が1戸のもの	6,000円
		申請等戸数が2戸以上5戸以下のもの	12,000円
		申請等戸数が6戸以上10戸以下のもの	17,000円
		申請等戸数が11戸以上25戸以下のもの	23,000円
		申請等戸数が26戸以上50戸以下のもの	31,000円
		申請等戸数が51戸以上 100戸以下のもの	41,000円
		申請等戸数が 101戸以上 200戸以下のもの	52,000円
		申請等戸数が 201戸以上 300戸以下のもの	69,000円
		申請等戸数が 301戸以上のもの	85,000円

別表第11項の表備考に次の1項を加える。

4 別表第11項の完了検査の申請又は完了通知の建築物の項に掲げる区分による

額のほか、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第10条第1項の規定が適用される建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条の4第1項第3号に掲げる建築物及び建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第4条第1項第4号ハの検査報告書又はその写しに係る建築物を除く。）1棟ごとに、次の表に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の手数料の額を併せて納付するものとする。

区 分		手数料の額
一戸建ての住宅		3,000円
一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分	申請等戸数が1戸のもの	3,000円
	申請等戸数が2戸以上5戸以下のもの	4,000円
	申請等戸数が6戸以上10戸以下のもの	10,000円
	申請等戸数が11戸以上25戸以下のもの	15,000円
	申請等戸数が26戸以上50戸以下のもの	23,000円
	申請等戸数が51戸以上100戸以下のもの	36,000円
	申請等戸数が101戸以上200戸以下のもの	39,000円
	申請等戸数が201戸以上300戸以下のもの	42,000円
	申請等戸数が301戸以上のもの	77,000円
一戸建ての住宅以外の住宅の共用部分（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省、国土交通省令第1号）第4条第3項第1号又は第13条第3項第1号の規定を適用する建築物の場合に限る。）	床面積の合計が30平方メートル以内のもの	2,000円
	床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの	2,000円
	床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	3,000円
	床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	5,000円
	床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	10,000円
	床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	15,000円
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	36,000円
	床面積の合計が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの	48,000円
	床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの	88,000円
一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分及び共	床面積の合計が30平方メートル以内のもの	2,000円
	床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの	2,000円
	床面積の合計が100平方メートルを超え200	3,000円

用部分以外の部分であって、工場等（工場、倉庫その他エネルギーの使用の状況がこれらに類するものをいう。以下この表、第11の5項及び第11の5の2項において同じ。）の用途に供する部分を除いた部分	平方メートル以内のもの	
	床面積の合計が 200平方メートルを超え 500平方メートル以内のもの	5,000円
	床面積の合計が 500平方メートルを超え 1,000平方メートル以内のもの	10,000円
	床面積の合計が 1,000平方メートルを超え 2,000平方メートル以内のもの	15,000円
	床面積の合計が 2,000平方メートルを超え 10,000平方メートル以内のもの	36,000円
	床面積の合計が10,000平方メートルを超え 50,000平方メートル以内のもの	48,000円
	床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの	88,000円
一戸建ての住宅以外の住宅の工場等の用途に供する部分	床面積の合計が30平方メートル以内のもの	1,000円
	床面積の合計が30平方メートルを超え 100平方メートル以内のもの	1,000円
	床面積の合計が 100平方メートルを超え 200平方メートル以内のもの	1,000円
	床面積の合計が 200平方メートルを超え 500平方メートル以内のもの	1,000円
	床面積の合計が 500平方メートルを超え 1,000平方メートル以内のもの	2,000円
	床面積の合計が 1,000平方メートルを超え 2,000平方メートル以内のもの	3,000円
	床面積の合計が 2,000平方メートルを超え 10,000平方メートル以内のもの	4,000円
	床面積の合計が10,000平方メートルを超え 50,000平方メートル以内のもの	6,000円
その他の建築物の工場等の用途に供する部分を除いた部分	床面積の合計が30平方メートル以内のもの	2,000円
	床面積の合計が30平方メートルを超え 100平方メートル以内のもの	2,000円
	床面積の合計が 100平方メートルを超え 200平方メートル以内のもの	3,000円
	床面積の合計が 200平方メートルを超え 500平方メートル以内のもの	5,000円
	床面積の合計が 500平方メートルを超え 1,000平方メートル以内のもの	10,000円

	床面積の合計が 1,000平方メートルを超え 2,000平方メートル以内のもの	15,000円
	床面積の合計が 2,000平方メートルを超え 10,000平方メートル以内のもの	36,000円
	床面積の合計が10,000平方メートルを超え 50,000平方メートル以内のもの	48,000円
	床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの	88,000円
その他の建築物の工場等の用途に供する部分	床面積の合計が30平方メートル以内のもの	1,000円
	床面積の合計が30平方メートルを超え 100平方メートル以内のもの	1,000円
	床面積の合計が 100平方メートルを超え 200平方メートル以内のもの	1,000円
	床面積の合計が 200平方メートルを超え 500平方メートル以内のもの	1,000円
	床面積の合計が 500平方メートルを超え 1,000平方メートル以内のもの	2,000円
	床面積の合計が 1,000平方メートルを超え 2,000平方メートル以内のもの	3,000円
	床面積の合計が 2,000平方メートルを超え 10,000平方メートル以内のもの	4,000円
	床面積の合計が10,000平方メートルを超え 50,000平方メートル以内のもの	6,000円
	床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの	6,000円

別表第11の2項の表中「(以下この項において「申請戸数」)」を「以下この項、第11の3項及び第11の6項において「申請戸数」」に改める。

別表第11の3項の表中「(人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下この項において同じ。)」及び「(人の居住の用に供する部分(共用廊下、共用階段その他の市長が共用部分と認めるもの(以下この項において「共用部分」という。)を除く。)をいう。以下この項において同じ。)」を削り、「申請に係る戸数(以下この項において「申請戸数」という。)」を「申請戸数」に、「以下この項において単に」を「以下この項及び次項において単に」に改め、同項の次に次の1項を加える。

11の3の2 低炭素建築物新築等計画認定に係る軽微変更該当証明書交付手数料 1
件につき次の表に掲げる額

区 分		手数料の額	
低炭素建築物新築等計	市長が定める	一戸建ての住宅	1,000円
	機関が交付し	一戸建ての 証明に係る戸数	1,000円

画に係る軽微変更該当証明書交付手数料	た都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項第1号（同法第55条第2項において準用する場合を含む。）に掲げる基準に適合することを証する書面を添付する場合	住宅以外の住宅の住戸部分	（以下この項及び第11の6の2項において「証明戸数」という。）が1戸のもの	
			証明戸数が2戸以上5戸以下のもの	3,000円
			証明戸数が6戸以上10戸以下のもの	5,000円
			証明戸数が11戸以上25戸以下のもの	8,000円
			証明戸数が26戸以上50戸以下のもの	14,000円
			証明戸数が51戸以上100戸以下のもの	26,000円
			証明戸数が101戸以上200戸以下のもの	41,000円
			証明戸数が201戸以上300戸以下のもの	53,000円
			証明戸数が301戸以上のもの	56,000円
		一戸建ての住宅以外の住宅の共用部分	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	3,000円
			床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	5,000円
			床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	8,000円
			床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	26,000円
			床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	41,000円
			床面積の合計が10,000平方メートルを超えるもの	

	方メートル以内のもの	
	床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	52,000円
	床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	65,000円
一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分及び共用部分以外の部分	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	3,000円
	床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	5,000円
	床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	8,000円
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	26,000円
	床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	41,000円
	床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	52,000円
	床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	65,000円
	その他の建築物	床面積の合計が300平方メートル以内のもの

		床面積の合計が 300平方メートル を超え 1,000平方 メートル以内のも の	5,000円
		床面積の合計が 1,000平方メー トルを超え 2,000平 方メートル以内の もの	8,000円
		床面積の合計が 2,000平方メー トルを超え 5,000平 方メートル以内の もの	26,000円
		床面積の合計が 5,000平方メー トルを超え10,000平 方メートル以内の もの	41,000円
		床面積の合計が 10,000平方メー トルを超え25,000平 方メートル以内の もの	52,000円
		床面積の合計が 25,000平方メー トルを超えるもの	65,000円
	その他の場合	一戸建ての住宅	市長が定める基 準による審査に あつては 4,000 円、その他の基 準による審査に あつては 9,000 円
		一戸建ての 住宅以外の 住宅の住戸 部分	証明戸数が1戸の もの 市長が定める基 準による審査に あつては 4,000 円、その他の基 準による審査に あつては 9,000 円
		証明戸数が2戸以 上5戸以下のもの	市長が定める基 準による審査に あつては 9,000

	円、その他の基準による審査にあつては19,000円
証明戸数が6戸以上10戸以下のもの	市長が定める基準による審査にあつては13,000円、その他の基準による審査にあつては27,000円
証明戸数が11戸以上25戸以下のもの	市長が定める基準による審査にあつては20,000円、その他の基準による審査にあつては39,000円
証明戸数が26戸以上50戸以下のもの	市長が定める基準による審査にあつては30,000円、その他の基準による審査にあつては56,000円
証明戸数が51戸以上100戸以下のもの	市長が定める基準による審査にあつては47,000円、その他の基準による審査にあつては81,000円
証明戸数が101戸以上200戸以下のもの	市長が定める基準による審査にあつては67,000円、その他の基準による審査にあつては111,000円
証明戸数が201戸以上300戸以下のもの	市長が定める基準による審査にあつては87,000円、その他の基準による審査にあつては

		146,000円
	証明戸数が 301戸以上のもの	市長が定める基準による審査にあつては98,000円、その他の基準による審査にあつては170,000円
一戸建ての住宅以外の住宅の共用部分	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	30,000円
	床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	38,000円
	床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	50,000円
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	80,000円
	床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	104,000円
	床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	125,000円
	床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	146,000円
	一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分及び共用部分以外の部分	床面積の合計が300平方メートル以内のもの

		円
	床面積の合計が 300平方メートル を超え 1,000平方 メートル以内のも の	市長が定める基 準による審査に あつては30,000 円、その他の基 準による審査に あつては78,000 円
	床面積の合計が 1,000平方メート ルを超え 2,000平 方メートル以内の もの	市長が定める基 準による審査に あつては41,000 円、その他の基 準による審査に あつては 101,000円
	床面積の合計が 2,000平方メート ルを超え 5,000平 方メートル以内の もの	市長が定める基 準による審査に あつては68,000 円、その他の基 準による審査に あつては 146,000円
	床面積の合計が 5,000平方メート ルを超え10,000平 方メートル以内の もの	市長が定める基 準による審査に あつては90,000 円、その他の基 準による審査に あつては 182,000円
	床面積の合計が 10,000平方メート ルを超え25,000平 方メートル以内の もの	市長が定める基 準による審査に あつては 109,000円、そ の他の基準によ る審査にあつて は 216,000円
	床面積の合計が 25,000平方メート ルを超えるもの	市長が定める基 準による審査に あつては 128,000円、そ の他の基準によ る審査にあつて は 247,000円
その他の建 築物	床面積の合計が 300平方メートル	市長が定める基 準による審査に

以内のもの	あつては24,000円、その他の基準による審査にあつては62,000円
床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	市長が定める基準による審査にあつては30,000円、その他の基準による審査にあつては78,000円
床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	市長が定める基準による審査にあつては41,000円、その他の基準による審査にあつては101,000円
床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	市長が定める基準による審査にあつては68,000円、その他の基準による審査にあつては146,000円
床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	市長が定める基準による審査にあつては90,000円、その他の基準による審査にあつては182,000円
床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	市長が定める基準による審査にあつては109,000円、その他の基準による審査にあつては216,000円
床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	市長が定める基準による審査にあつては128,000円、その他の基準によ

				る審査にあつては 247,000円
--	--	--	--	-------------------

別表第11の5項の表を次のように改める。

区 分			手数料の額	
建築物エネルギー消費性能確保計画に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定申請	認定建築物エネルギー消費性能向上計画に記載された他の建築物又は建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（以下この項から第11の6の2項までにおいて「基準省令」という。）第4条第3項第2号若しくは第13条第3項第2号の規定を適用する建築物であつて、判定に係る部分が共用部分のみのものの場合	一戸建ての住宅	5,000円	
		一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分	判定に係る戸数（以下この項及び次項において「判定戸数」という。）が1戸のもの	5,000円
			判定戸数が2戸以上5戸以下のもの	10,000円
			判定戸数が6戸以上10戸以下のもの	17,000円
			判定戸数が11戸以上25戸以下のもの	29,000円
			判定戸数が26戸以上50戸以下のもの	49,000円
			判定戸数が51戸以上100戸以下のもの	88,000円
			判定戸数が101戸以上200戸以下のもの	139,000円
			判定戸数が201戸以上300戸以下のもの	176,000円
			判定戸数が301戸以上のもの	188,000円
		一戸建ての住宅以外の住宅の共用部分（基準省令第4条第3項第1号若しくは第13条第3項第1号の規定を適用する建築物又は基準省令第4条第3項第2号若しくは第	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	10,000円
			床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	17,000円
			床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	29,000円
			床面積の合計が2,000平方メートル	87,000円

	13条第3項第2号の規定を適用する建築物であつて、判定に係る部分が共用部分のみのものに限る。)	ルを超え 5,000平方メートル以内のもの	
		床面積の合計が 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	137,000円
		床面積の合計が 10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	174,000円
		床面積の合計が 25,000平方メートルを超えるもの	217,000円
	一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分及び共用部分以外の部分	床面積の合計が 300平方メートル以内のもの	10,000円
		床面積の合計が 300平方メートルを超え 1,000平方メートル以内のもの	17,000円
		床面積の合計が 1,000平方メートルを超え 2,000平方メートル以内のもの	29,000円
		床面積の合計が 2,000平方メートルを超え 5,000平方メートル以内のもの	87,000円
		床面積の合計が 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	137,000円
		床面積の合計が 10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	174,000円
床面積の合計が		217,000円	

		25,000平方メートルを超えるもの	
	その他の建築物	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	10,000円
		床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	17,000円
		床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	29,000円
		床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	87,000円
		床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	137,000円
		床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	174,000円
		床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	217,000円
その他の場合		一戸建ての住宅	

		<p>準のうち市長が別に定めるもの (以下この項及び次項において単に「市長が定める基準」という。)による判定にあつては 18,000円、その他の基準による判定にあつては 37,000円</p>
<p>一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分</p>	<p>判定戸数が1戸のもの</p>	<p>市長が定める基準による判定にあつては18,000円、その他の基準による判定にあつては37,000円</p>
	<p>判定戸数が2戸以上5戸以下のもの</p>	<p>市長が定める基準による判定にあつては35,000円、その他の基準による判定にあつては75,000円</p>
	<p>判定戸数が6戸以上10戸以下のもの</p>	<p>市長が定める基準による判定にあつては51,000円、その他の基準による判定にあつては 106,000円</p>
	<p>判定戸数が11戸以上25戸以下のもの</p>	<p>市長が定める基準による判定にあつては75,000円、その他の基準による判定にあつては 150,000円</p>
	<p>判定戸数が26戸以上50戸以下のもの</p>	<p>市長が定める基準による判定にあつては 112,000円、その他の基準によ</p>

		る判定にあつては 215,000円
	判定戸数が51戸以上 100戸以下のもの	市長が定める基準による判定にあつては 171,000円、その他の基準による判定にあつては 309,000円
	判定戸数が 101戸以上 200戸以下のもの	市長が定める基準による判定にあつては 243,000円、その他の基準による判定にあつては 418,000円
	判定戸数が 201戸以上 300戸以下のもの	市長が定める基準による判定にあつては 315,000円、その他の基準による判定にあつては 549,000円
	判定戸数が 301戸以上のもの	市長が定める基準による判定にあつては 358,000円、その他の基準による判定にあつては 644,000円
一戸建ての住宅以外の住宅の共用部分（基準省令第4条第3項第1号又は第13条第3項第1号の規定を適用する建築物の場合に限る。）	床面積の合計が 300平方メートル以内のもの	118,000円
	床面積の合計が 300平方メートルを超え 1,000平方メートル以内のもの	149,000円
	床面積の合計が 1,000平方メートルを超え 2,000平方メートル以内のもの	195,000円
	床面積の合計が 2,000平方メートル	304,000円

	ルを超え 5,000平方メートル以内のもの	
	床面積の合計が 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	390,000円
	床面積の合計が 10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	466,000円
	床面積の合計が 25,000平方メートルを超えるもの	543,000円
一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分及び共用部分以外の部分であって、工場等の用途に供する部分を除いた部分	床面積の合計が 300平方メートル以内のもの	市長が定める基準による判定にあつては94,000円、その他の基準による判定にあつては 246,000円
	床面積の合計が 300平方メートルを超え 1,000平方メートル以内のもの	市長が定める基準による判定にあつては 120,000円、その他の基準による判定にあつては 309,000円
	床面積の合計が 1,000平方メートルを超え 2,000平方メートル以内のもの	市長が定める基準による判定にあつては 158,000円、その他の基準による判定にあつては 399,000円
	床面積の合計が 2,000平方メートルを超え 5,000平方メートル以内のもの	市長が定める基準による判定にあつては 256,000円、その他の基準による判定にあつては 569,000円
	床面積の合計が	市長が定める基

	5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	準による判定にあつては 334,000円、その他の基準による判定にあつては 701,000円
	床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	市長が定める基準による判定にあつては 402,000円、その他の基準による判定にあつては 829,000円
	床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	市長が定める基準による判定にあつては 471,000円、その他の基準による判定にあつては 946,000円
一戸建ての住宅以外の住宅の工場等の用途に供する部分	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	20,000円
	床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	28,000円
	床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	40,000円
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	103,000円
	床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	155,000円
	床面積の合計が10,000平方メートル	193,000円

	ルを超え25,000平方メートル以内のもの	
	床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	239,000円
その他の建築物の工場等の用途に供する部分を除いた部分	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	市長が定める基準による判定にあつては94,000円、その他の基準による判定にあつては246,000円
	床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	市長が定める基準による判定にあつては120,000円、その他の基準による判定にあつては309,000円
	床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	市長が定める基準による判定にあつては158,000円、その他の基準による判定にあつては399,000円
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	市長が定める基準による判定にあつては256,000円、その他の基準による判定にあつては569,000円
	床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	市長が定める基準による判定にあつては334,000円、その他の基準による判定にあつては701,000円
	床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	市長が定める基準による判定にあつては402,000円、そ

			もの	の他の基準による判定にあつては 829,000円
			床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	市長が定める基準による判定にあつては471,000円、その他の基準による判定にあつては946,000円
		その他の建築物の工場等の用途に供する部分	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	20,000円
			床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	28,000円
			床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	40,000円
			床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	103,000円
			床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	155,000円
			床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	193,000円
			床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	239,000円
建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に	認定建築物エネルギー消費性能向上計画に記載された		一戸建ての住宅	
		一戸建ての住宅以外の	判定戸数が1戸のもの	3,000円
		住宅の住戸	判定戸数が2戸以	6,000円

係る建築物 エネルギー 消費性能適 合性判定申 請	他の建築物又 は基準省令第 4条第3項第 2号若しくは 第13条第3項 第2号の規定 を適用する建 築物であって、 判定に係る部 分が共用部分 のみのもの の場合	部分	上5戸以下のもの	
			判定戸数が6戸以上10戸以下のもの	10,000円
			判定戸数が11戸以上25戸以下のもの	17,000円
			判定戸数が26戸以上50戸以下のもの	29,000円
			判定戸数が51戸以上100戸以下のもの	53,000円
			判定戸数が101戸以上200戸以下のもの	83,000円
			判定戸数が201戸以上300戸以下のもの	106,000円
			判定戸数が301戸以上のもの	113,000円
	一戸建ての 住宅以外の 住宅の共用 部分（基準 省令第4条 第3項第1 号若しくは 第13条第3 項第1号の 規定を適用 する建築物 又は基準省 令第4条第 3項第2号 若しくは第 13条第3項 第2号の規 定を適用す る建築物で あって、判 定に係る部 分が共用部 分のみのも のに限る。）	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	6,000円	
		床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	10,000円	
		床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	17,000円	
		床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	52,000円	
		床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	82,000円	
		床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	104,000円	

	もの	
	床面積の合計が 25,000平方メートルを超えるもの	130,000円
一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分及び共用部分以外の部分	床面積の合計が 300平方メートル以内のもの	6,000円
	床面積の合計が 300平方メートルを超え 1,000平方メートル以内のもの	10,000円
	床面積の合計が 1,000平方メートルを超え 2,000平方メートル以内のもの	17,000円
	床面積の合計が 2,000平方メートルを超え 5,000平方メートル以内のもの	52,000円
	床面積の合計が 5,000平方メートルを超え 10,000平方メートル以内のもの	82,000円
	床面積の合計が 10,000平方メートルを超え 25,000平方メートル以内のもの	104,000円
	床面積の合計が 25,000平方メートルを超えるもの	130,000円
	その他の建築物	床面積の合計が 300平方メートル以内のもの
床面積の合計が 300平方メートルを超え 1,000平方メートル以内のもの		10,000円
床面積の合計が 1,000平方メートル		17,000円

		ルを超え 2,000平方メートル以内のもの	
		床面積の合計が 2,000平方メートルを超え 5,000平方メートル以内のもの	52,000円
		床面積の合計が 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	82,000円
		床面積の合計が 10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	104,000円
		床面積の合計が 25,000平方メートルを超えるもの	130,000円
その他の場合	一戸建ての住宅		市長が定める基準による判定にあつては 9,000円、その他の基準による判定にあつては19,000円
	一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分	判定戸数が 1 戸のもの	市長が定める基準による判定にあつては 9,000円、その他の基準による判定にあつては19,000円
		判定戸数が 2 戸以上 5 戸以下のもの	市長が定める基準による判定にあつては18,000円、その他の基準による判定にあつては38,000円
		判定戸数が 6 戸以上10戸以下のもの	市長が定める基準による判定にあつては27,000円、その他の基

	準による判定にあつては55,000円
判定戸数が11戸以上25戸以下のもの	市長が定める基準による判定にあつては40,000円、その他の基準による判定にあつては78,000円
判定戸数が26戸以上50戸以下のもの	市長が定める基準による判定にあつては60,000円、その他の基準による判定にあつては112,000円
判定戸数が51戸以上100戸以下のもの	市長が定める基準による判定にあつては94,000円、その他の基準による判定にあつては163,000円
判定戸数が101戸以上200戸以下のもの	市長が定める基準による判定にあつては135,000円、その他の基準による判定にあつては223,000円
判定戸数が201戸以上300戸以下のもの	市長が定める基準による判定にあつては175,000円、その他の基準による判定にあつては292,000円
判定戸数が301戸以上のもの	市長が定める基準による判定にあつては197,000円、その他の基準による判定にあつては341,000円

一戸建ての住宅以外の住宅の共用部分（基準省令第4条第3項第1号又は第13条第3項第1号の規定を適用する建築物の場合に限る。）	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	60,000円
	床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	76,000円
	床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	100,000円
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	160,000円
	床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	209,000円
	床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	250,000円
	床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	293,000円
	一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分及び共用部分以外の部分であって、工場等の用途に供する部分を除いた部分	床面積の合計が300平方メートル以内のもの
	床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	市長が定める基準による判定にあつては61,000円、その他の基準による判定にあつては156,000円

	床面積の合計が 1,000平方メートルを超え 2,000平方メートル以内のもの	市長が定める基準による判定にあつては82,000円、その他の基準による判定にあつては 202,000円
	床面積の合計が 2,000平方メートルを超え 5,000平方メートル以内のもの	市長が定める基準による判定にあつては 136,000円、その他の基準による判定にあつては 293,000円
	床面積の合計が 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	市長が定める基準による判定にあつては 181,000円、その他の基準による判定にあつては 364,000円
	床面積の合計が 10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	市長が定める基準による判定にあつては 218,000円、その他の基準による判定にあつては 432,000円
	床面積の合計が 25,000平方メートルを超えるもの	市長が定める基準による判定にあつては 257,000円、その他の基準による判定にあつては 494,000円
一戸建ての住宅以外の住宅の工場等の用途に供する部分	床面積の合計が 300平方メートル以内のもの	11,000円
	床面積の合計が 300平方メートルを超え 1,000平方メートル以内のもの	16,000円
	床面積の合計が 1,000平方メートル	23,000円

		ルを超え 2,000平方メートル以内のもの	
		床面積の合計が 2,000平方メートルを超え 5,000平方メートル以内のもの	60,000円
		床面積の合計が 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	91,000円
		床面積の合計が 10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	113,000円
		床面積の合計が 25,000平方メートルを超えるもの	141,000円
その他の建築物の工場等の用途に供する部分を除いた部分	床面積の合計が 300平方メートル以内のもの		市長が定める基準による判定にあつては48,000円、その他の基準による判定にあつては 124,000円
	床面積の合計が 300平方メートルを超え 1,000平方メートル以内のもの		市長が定める基準による判定にあつては61,000円、その他の基準による判定にあつては 156,000円
	床面積の合計が 1,000平方メートルを超え 2,000平方メートル以内のもの		市長が定める基準による判定にあつては82,000円、その他の基準による判定にあつては 202,000円
	床面積の合計が 2,000平方メートルを超え 5,000平方メートル以内のもの		市長が定める基準による判定にあつては

		136,000円、その他の基準による判定にあつては 293,000円
	床面積の合計が 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	市長が定める基準による判定にあつては 181,000円、その他の基準による判定にあつては 364,000円
	床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	市長が定める基準による判定にあつては 218,000円、その他の基準による判定にあつては 432,000円
	床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	市長が定める基準による判定にあつては 257,000円、その他の基準による判定にあつては 494,000円
その他の建築物の工場等の用途に供する部分	床面積の合計が 300平方メートル以内のもの	11,000円
	床面積の合計が 300平方メートルを超え 1,000平方メートル以内のもの	16,000円
	床面積の合計が 1,000平方メートルを超え 2,000平方メートル以内のもの	23,000円
	床面積の合計が 2,000平方メートルを超え 5,000平方メートル以内のもの	60,000円
	床面積の合計が 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	91,000円
	床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	113,000円
	床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	141,000円

第11の5項の次に次の1項を加える。

11の5の2 建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る軽微変更該当証明書交付申

請 1件につき次の表に掲げる額

区 分		手数料の額		
建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る軽微変更該当証明書交付申請	認定建築物エネルギー消費性能向上計画に記載された他の建築物又は基準省令第4条第3項第2号若しくは第13条第3項第2号の規定を適用する建築物であって、判定に係る部分が共用部分のみのものの場合	一戸建ての住宅	1,000円	
		一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分	判定戸数が1戸のもの	1,000円
			判定戸数が2戸以上5戸以下のもの	3,000円
			判定戸数が6戸以上10戸以下のもの	5,000円
			判定戸数が11戸以上25戸以下のもの	8,000円
			判定戸数が26戸以上50戸以下のもの	14,000円
			判定戸数が51戸以上100戸以下のもの	26,000円
			判定戸数が101戸以上200戸以下のもの	41,000円
			判定戸数が201戸以上300戸以下のもの	53,000円
			判定戸数が301戸以上のもの	56,000円
			一戸建ての住宅以外の住宅の共用部分（基準省令第4条第3項第1号若しくは第13条第3項第1号の規定を適用する建築物又は基準省令第4条第3項第2号若しくは第13条第3項第2号の規定を適用す	床面積の合計が300平方メートル以内のもの
		床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの		5,000円
		床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの		8,000円
		床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの		26,000円

る建築物であって、判定に係る部分が共用部分のみのものに限る。)	床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	41,000円
	床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	52,000円
	床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	65,000円
一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分及び共用部分以外の部分	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	3,000円
	床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	5,000円
	床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	8,000円
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	26,000円
	床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	41,000円
	床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	52,000円
	床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	65,000円
	その他の建	床面積の合計が

	建築物	300平方メートル以内のもの	
		床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	5,000円
		床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	8,000円
		床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	26,000円
		床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	41,000円
		床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	52,000円
		床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	65,000円
		その他の場合	一戸建ての住宅
一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分	判定戸数が1戸のもの		市長が定める基準による判定にあつては4,000円、その他の基準による判定にあつては9,000円
	判定戸数が2戸以		市長が定める基

上5戸以下のもの	準による判定にあつては9,000円、その他の基準による判定にあつては19,000円
判定戸数が6戸以上10戸以下のもの	市長が定める基準による判定にあつては13,000円、その他の基準による判定にあつては27,000円
判定戸数が11戸以上25戸以下のもの	市長が定める基準による判定にあつては20,000円、その他の基準による判定にあつては39,000円
判定戸数が26戸以上50戸以下のもの	市長が定める基準による判定にあつては30,000円、その他の基準による判定にあつては56,000円
判定戸数が51戸以上100戸以下のもの	市長が定める基準による判定にあつては47,000円、その他の基準による判定にあつては81,000円
判定戸数が101戸以上200戸以下のもの	市長が定める基準による判定にあつては67,000円、その他の基準による判定にあつては111,000円
判定戸数が201戸以上300戸以下のもの	市長が定める基準による判定にあつては87,000円、その他の基

		準による判定にあつては 146,000円
	判定戸数が301戸以上のもの	市長が定める基準による判定にあつては98,000円、その他の基準による判定にあつては 170,000円
一戸建ての住宅以外の住宅の共用部分（基準省令第4条第3項第1号又は第13条第3項第1号の規定を適用する建築物の場合に限る。）	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	30,000円
	床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	38,000円
	床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	50,000円
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	80,000円
	床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	104,000円
	床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	125,000円
	床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	146,000円
	一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分及び共	床面積の合計が300平方メートル以内のもの

用部分以外の部分であって、工場等の用途に供する部分を除いた部分		準による判定にあつては62,000円
	床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	市長が定める基準による判定にあつては30,000円、その他の基準による判定にあつては78,000円
	床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	市長が定める基準による判定にあつては41,000円、その他の基準による判定にあつては101,000円
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	市長が定める基準による判定にあつては68,000円、その他の基準による判定にあつては146,000円
	床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	市長が定める基準による判定にあつては90,000円、その他の基準による判定にあつては182,000円
	床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	市長が定める基準による判定にあつては109,000円、その他の基準による判定にあつては216,000円
	床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	市長が定める基準による判定にあつては128,000円、その他の基準による判定にあつては247,000円

一戸建ての住宅以外の住宅の工場等の用途に供する部分	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	5,000円
	床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	8,000円
	床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	11,000円
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	30,000円
	床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	45,000円
	床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	56,000円
	床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	70,000円
	その他の建築物の工場等の用途に供する部分を除いた部分	床面積の合計が300平方メートル以内のもの
床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの		市長が定める基準による判定にあつては30,000円、その他の基準による判定にあつては78,000円

	床面積の合計が 1,000平方メートルを超え 2,000平方メートル以内のもの	市長が定める基準による判定にあつては41,000円、その他の基準による判定にあつては 101,000円
	床面積の合計が 2,000平方メートルを超え 5,000平方メートル以内のもの	市長が定める基準による判定にあつては68,000円、その他の基準による判定にあつては 146,000円
	床面積の合計が 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	市長が定める基準による判定にあつては90,000円、その他の基準による判定にあつては 182,000円
	床面積の合計が 10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	市長が定める基準による判定にあつては 109,000円、その他の基準による判定にあつては 216,000円
	床面積の合計が 25,000平方メートルを超えるもの	市長が定める基準による判定にあつては 128,000円、その他の基準による判定にあつては 247,000円
その他の建築物の工場等の用途に供する部分	床面積の合計が 300平方メートル以内のもの	5,000円
	床面積の合計が 300平方メートルを超え 1,000平方メートル以内のもの	8,000円
	床面積の合計が 1,000平方メートル	11,000円

		ルを超え 2,000平方メートル以内のもの	
		床面積の合計が 2,000平方メートルを超え 5,000平方メートル以内のもの	30,000円
		床面積の合計が 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	45,000円
		床面積の合計が 10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	56,000円
		床面積の合計が 25,000平方メートルを超えるもの	70,000円

第11の6項の表中「第35条第1項第1号」を「第30条第1項第1号」に改め、
「（人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下この項及び次項において同じ。）」及び「（人の居住の用に供する部分（共用廊下、共用階段その他の市長が共用部分と認めるもの（以下この項及び次項において「共用部分」という。）を除く。）をいう。以下この項及び次項において同じ。）」を削り、「申請に係る戸数（以下この項及び次項において「申請戸数」という。）」を「申請戸数」に、

「

一戸建ての住宅以外の住宅の共用部分	床面積の合計が 300平方メートル以内のもの	10,000円
-------------------	------------------------	---------

を

「

一戸建ての住宅以外の住宅の共用部分 （基準省令第4条第3項第1号又は第13条第3項第1号の規定を適用する建築物の場合に限る。以下この項及び次項において同じ。）	床面積の合計が 300平方メートル以内のもの	10,000円
--	------------------------	---------

に、

「（以下この項において単に」を「（以下この項及び次項において単に」に、「第36条第2項」を「第31条第2項」に改め、同表備考第1項中「第35条第2項」を「第30条第2項」に改め、同表備考第2項中「第36条第2項」を「第31条第2項」に、「第35条第2項」を「第30条第2項」に改め、同表備考第3項中「第34条第1項」を「第29条第1項」に改め、同表備考第4項中「第36条第1項」を「第31条第1項」に、「第34条第3項」を「第29条第3項」に改め、同項の次に次の1項を加える。

11の6の2 建築物エネルギー消費性能向上計画認定に係る軽微変更該当証明書交付申請 1件につき次の表に掲げる額

区 分		手数料の額		
建築物エネルギー消費性能向上計画認定に係る軽微変更該当証明書交付申請	市長が定める機関が交付した建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第1項第1号（同法第31条第2項において準用する場合を含む。）に掲げる基準に適合することを証する書面を添付する場合	一戸建ての住宅	1,000円	
		一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分	証明戸数が1戸のもの	1,000円
			証明戸数が2戸以上5戸以下のもの	3,000円
			証明戸数が6戸以上10戸以下のもの	5,000円
			証明戸数が11戸以上25戸以下のもの	8,000円
			証明戸数が26戸以上50戸以下のもの	14,000円
			証明戸数が51戸以上100戸以下のもの	26,000円
			証明戸数が101戸以上200戸以下のもの	41,000円
			証明戸数が201戸以上300戸以下のもの	53,000円
			証明戸数が301戸以上のもの	56,000円
	一戸建ての住宅以外の住宅の共用部分	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	3,000円	
		床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	5,000円	
		床面積の合計が1,000平方メートル	8,000円	

		ルを超え 2,000平方メートル以内のもの	
		床面積の合計が 2,000平方メートルを超え 5,000平方メートル以内のもの	26,000円
		床面積の合計が 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	41,000円
		床面積の合計が 10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	52,000円
		床面積の合計が 25,000平方メートルを超えるもの	65,000円
	一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分及び共用部分以外の部分	床面積の合計が 300平方メートル以内のもの	3,000円
		床面積の合計が 300平方メートルを超え 1,000平方メートル以内のもの	5,000円
		床面積の合計が 1,000平方メートルを超え 2,000平方メートル以内のもの	8,000円
		床面積の合計が 2,000平方メートルを超え 5,000平方メートル以内のもの	26,000円
		床面積の合計が 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	41,000円
		床面積の合計が	52,000円

		10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	
		床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	65,000円
	その他の建築物	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	3,000円
		床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	5,000円
		床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	8,000円
		床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	26,000円
		床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	41,000円
		床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	52,000円
		床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	65,000円
その他の場合		一戸建ての住宅	

一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分	証明戸数が1戸のもの	市長が定める基準による審査にあつては4,000円、その他の基準による審査にあつては9,000円
	証明戸数が2戸以上5戸以下のもの	市長が定める基準による審査にあつては9,000円、その他の基準による審査にあつては19,000円
	証明戸数が6戸以上10戸以下のもの	市長が定める基準による審査にあつては13,000円、その他の基準による審査にあつては27,000円
	証明戸数が11戸以上25戸以下のもの	市長が定める基準による審査にあつては20,000円、その他の基準による審査にあつては39,000円
	証明戸数が26戸以上50戸以下のもの	市長が定める基準による審査にあつては30,000円、その他の基準による審査にあつては56,000円
	証明戸数が51戸以上100戸以下のもの	市長が定める基準による審査にあつては47,000円、その他の基準による審査にあつては81,000円
	証明戸数が101戸以上200戸以下のもの	市長が定める基準による審査にあつては67,000円

		円、その他の基準による審査にあつては 111,000円
	証明戸数が 201戸以上 300戸以下のもの	市長が定める基準による審査にあつては87,000円、その他の基準による審査にあつては 146,000円
	証明戸数が 301戸以上のもの	市長が定める基準による審査にあつては98,000円、その他の基準による審査にあつては 170,000円
一戸建ての住宅以外の住宅の共用部分	床面積の合計が 300平方メートル以内のもの	30,000円
	床面積の合計が 300平方メートルを超え 1,000平方メートル以内のもの	38,000円
	床面積の合計が 1,000平方メートルを超え 2,000平方メートル以内のもの	50,000円
	床面積の合計が 2,000平方メートルを超え 5,000平方メートル以内のもの	80,000円
	床面積の合計が 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	104,000円
	床面積の合計が 10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	125,000円

	床面積の合計が 25,000平方メートルを超えるもの	146,000円
一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分及び共用部分以外の部分	床面積の合計が 300平方メートル以内のもの	市長が定める基準による審査にあつては24,000円、その他の基準による審査にあつては62,000円
	床面積の合計が 300平方メートルを超え 1,000平方メートル以内のもの	市長が定める基準による審査にあつては30,000円、その他の基準による審査にあつては78,000円
	床面積の合計が 1,000平方メートルを超え 2,000平方メートル以内のもの	市長が定める基準による審査にあつては41,000円、その他の基準による審査にあつては 101,000円
	床面積の合計が 2,000平方メートルを超え 5,000平方メートル以内のもの	市長が定める基準による審査にあつては68,000円、その他の基準による審査にあつては 146,000円
	床面積の合計が 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	市長が定める基準による審査にあつては90,000円、その他の基準による審査にあつては 182,000円
	床面積の合計が 10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	市長が定める基準による審査にあつては 109,000円、その他の基準による審査にあつては 216,000円

	床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	市長が定める基準による審査にあつては 128,000円、その他の基準による審査にあつては247,000円
その他の建築物	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	市長が定める基準による審査にあつては24,000円、その他の基準による審査にあつては62,000円
	床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	市長が定める基準による審査にあつては30,000円、その他の基準による審査にあつては78,000円
	床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	市長が定める基準による審査にあつては41,000円、その他の基準による審査にあつては101,000円
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	市長が定める基準による審査にあつては68,000円、その他の基準による審査にあつては146,000円
	床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	市長が定める基準による審査にあつては90,000円、その他の基準による審査にあつては182,000円
	床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	市長が定める基準による審査にあつては
	床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	市長が定める基準による審査にあつては

		方メートル以内のもの	109,000円、その他の基準による審査にあつては 216,000円
		床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	市長が定める基準による審査にあつては 128,000円、その他の基準による審査にあつては 247,000円

第11の7項及び第11の8項を削る。

付 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

「提案理由」

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律等の一部改正に伴い、建築物エネルギー消費性能適合性判定等に係る手数料を見直すほか、所要の改正を行うものである。